

# II

## 序論



## II 序論

### 第1章 計画の改訂にあたって

町では、平成28年に「第4次厚真町総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」をめざしてまちづくりを進めてきました。これまで、社会基盤の整備、社会福祉の増進、産業振興、教育振興、移住定住の促進、子育て支援の各分野に取り組み、人口の社会動態が増加に転じ、人口減少が緩和されるなど、取り組みの効果がみられています。

一方、平成30年北海道胆振東部地震（以下「胆振東部地震」という。）において町は甚大な被害を受け、37名の尊い命、住まいや田畑などの財産、豊かな山の景色など多くのものを失いました。発災から2年が経過し、町民をはじめ関係機関が一丸となり取り組むことで、社会基盤の復旧や生業の再生は着実に進んでいますが、被災者の心身の回復や生活再建、持続可能な地域コミュニティの形成、被災森林の再生などには更に長い年月が必要となります。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の生活様式や働き方、価値観に大きな変化をもたらしているほか、各産業、地域経済への影響は計り知れないものがあります。

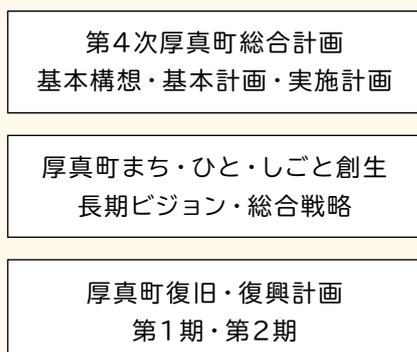
このような困難な状況を克服し、「復旧から復興への道」をたくましく歩みだすため、町の最上位計画である総合計画を見直し、「第4次厚真町総合計画 改訂版」（以下「改訂版」という。）を策定します。

### 第2章 計画の構成と期間

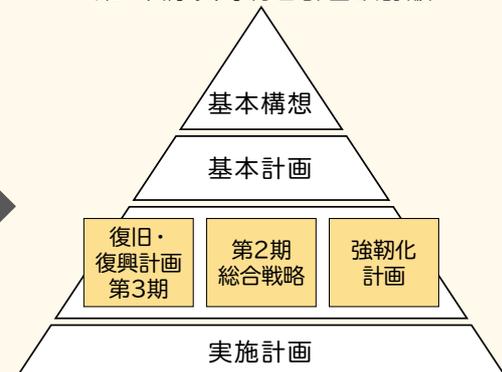
総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されています。改訂版では、めざすべきまちの将来像や基本構想を継承しつつ、胆振東部地震と、その後も全国で激甚化・頻発化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行下での社会情勢の大きな変化などを考慮し、総合計画を構成する内包計画として「厚真町復旧・復興計画 第3期」（以下「復旧・復興計画」という。）、「第2期 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」（以下「総合戦略」という。）および「厚真町強靱化計画」（以下「強靱化計画」という。）を一体的に策定します。

一体的な策定により将来像や目標を共有し、進ちょく管理を効率化します。

<これまでの計画>



<第4次厚真町総合計画改訂版>



□ **基本構想**

基本構想は、町の将来像と、これを実現するための政策の基本的な方向を示すものです。

計画期間は、平成28年度を初年度とし、令和7年度までの10年間とします。改訂にあたっては、これまでの考え方を継承するとともに、胆振東部地震の影響や社会情勢の変化への対応を追記します。

□ **基本計画**

基本計画は、基本構想および内包計画となる復旧・復興計画、総合戦略、強靱化計画に掲げるビジョンや目標数値の達成に向けて、具体的な施策を分野別に体系化し、その方針を明確化します。

□ **厚真町復旧・復興計画 第3期**

復旧・復興計画（第1期・第2期）の取り組みを踏まえ、復旧から復興に向けたビジョンを示すとともに、被災の記憶の継承や森林の再生、震災に伴う土地利用の見直しなど引き続き重点的に取り組むべき施策について示します。

□ **第2期 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略**

胆振東部地震により加速した人口減少に対して、これまでの地方創生の取り組みを検証するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）や Society5.0、関係人口の創出などの新しい時代の流れを取り込むことで、持続可能なまちづくりに向けた戦略と重点的な施策を示します。

□ **厚真町強靱化計画**

激甚化・頻発化する自然災害等に備え、震災の教訓を生かした、強くてしなやかな地域づくりに向けて、防災力・減災力を高めるための施策を示します。

□ **実施計画**

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業を示し、各年度の予算編成の指針となります。計画期間は、3年を1期とし、毎年度見直しを行います（ローリング方式）。

計画期間

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
基本構想	10年間									
基本計画	5年間					5年間				
復旧・復興計画				第1期	第2期	第3期 5年間				
総合戦略	第1期 5年間+1年延長					第2期 5年間				
強靱化計画						5年間				
実施計画	3年間		3年間			3年間		3年間		
				3年間			3年間			
				3年間			3年間			

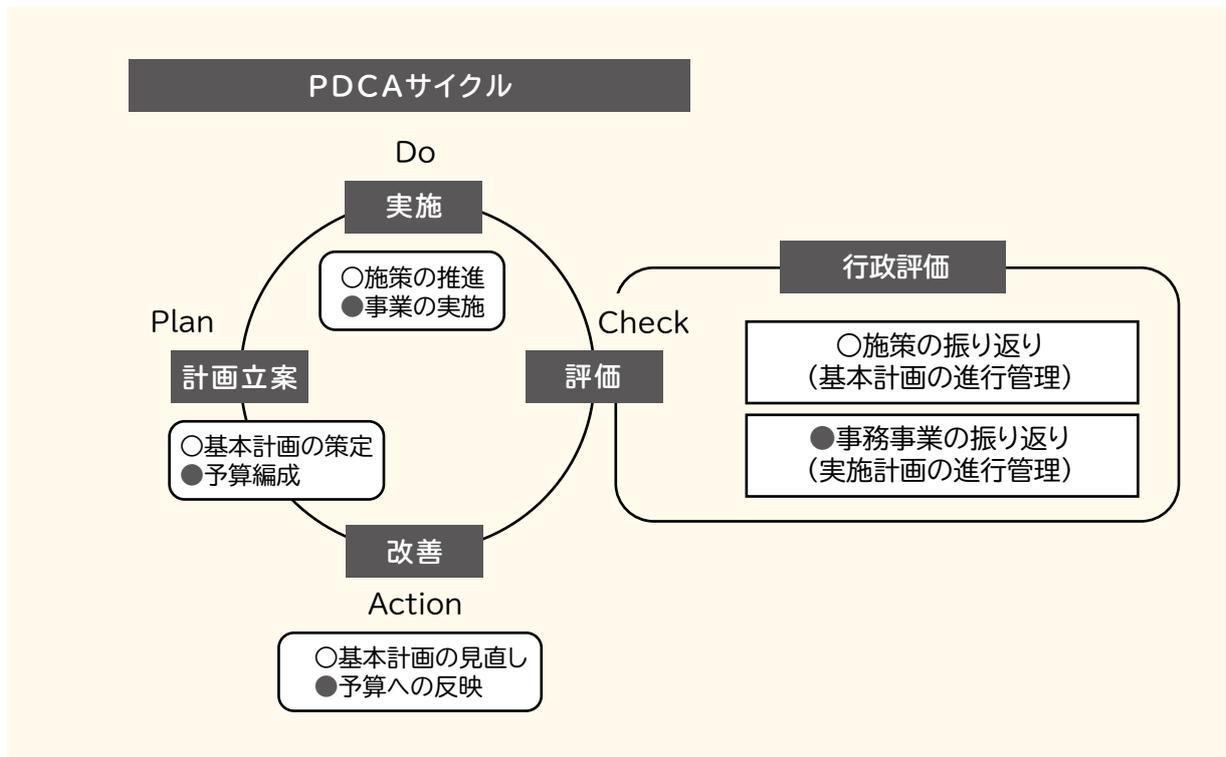


### 第3章 計画の進行管理

総合計画を実効性のあるものにするため、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返す、いわゆる「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

Check（評価）→ Action（改善）の段階は、基本計画の施策に対する評価、その下の実施計画の事務事業に対する評価を経年で行い、より効果的・効率的な推進が図られるよう、計画期間中であっても随時、見直し・改善を行っていきます。

#### 「PDCAサイクル」による計画の進行管理



## 第4章 改訂における主要な視点

### ① 胆振東部地震からの復旧・復興

厚真町に甚大な被害をもたらした胆振東部地震の発生以降、現在も復旧・復興に取り組んでいます。今後も、一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援や心のケアが求められるほか、森林の再生や被災の記憶の継承、災害に強いまちづくりに向けた取り組みなど、中長期的に取り組まなければいけない課題に対して、具体的な取り組みを示していく必要があります。

### ② 人口減少対策とさらなる地方創生の推進

人口減少対策やさらなる地方創生の推進に向けて、国・道においては、「関係人口」の創出に向けた取り組みや、誰もが活躍する地域社会をつくることなどを重要視したビジョン・戦略が新たに策定されました。町においても、従来からの取り組みを継続・発展させながら、改めて、人口減少対策や、人口減少下にあっても持続可能なまちづくりに向けて取り組みの再構築を図っていく必要があります。

### ③ ウィズコロナ・アフターコロナでの持続可能なまちづくり

世界的に新型コロナウイルス感染症が流行しています。町においては、震災からの復旧や生活再建の途上での感染症流行となり、外出・往来自粛などの行動変容による被災者の孤立や収入の減少、経済的負担の増加などが懸念されています。一方、在宅勤務などを導入する企業が増えたことから、自然環境の豊かな地域でのテレワークやワーケーションなどの需要が増えることも予想され、これらの情勢の変化に対応したまちづくりに取り組む必要があります。

### ④ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）を期限とする国際目標です。「誰一人として取り残さない」世界の実現を理念に持続可能な社会を実現するため、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。わが国においては、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月にSDGs実施指針が策定されており、その達成に向けた地域での取り組みが求められていることから、町のまちづくりと、SDGsの達成を一体的に推進する必要があります。

### ⑤ 情報通信技術（ICT）の進展、Society5.0の到来

近年、情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展とともに、あらゆるものがネットワークにより結びつき、大量のデジタルデータの生成・収集・蓄積・分析が可能となるなど、生活のあらゆる場面で活用が図られています。このようなデジタル革新による新たな未来社会「Society5.0」の到来に向け、町でも基盤整備や技術活用に取り組む必要があります。

### ⑥ 協働のまちづくりと行財政運営

豊かな地域社会の形成と地域課題の解決のためには、住民自治の推進や、町民と行政の協働の取り組みが求められます。また、町民のニーズが多様化する一方で、財政状況が厳しさを増していることから、今後も健全な行政運営を維持していくために、民間活力の導入、職員配置の適正管理と継続的な能力開発、各種補助制度の有効活用および経常経費の削減などに努めながら、産業振興と定住対策を積極的に進め、自主財源の確保に努める必要があります。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX